

第3回教育委員会会議

令和5年3月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第16号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する技能労務職員

2 改正の理由

定年の段階的な引き上げに伴い、現行の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ表現を変更するほか、55歳以上の職員に他の教職員同様に「高齢者部分休業」制度を導入する。

3 改正の内容

本規則第2条、第6条、第7条の2及び第10条の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、第15条の2に「高齢者部分休業に相当する部分休業」を規定する。

4 施行期日

令和5年4月1日

議案第16号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下第15条の2までにおいて同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、教育長が別に定める。</p> <p>[5 略]</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下第15条までにおいて同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、<u>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間及びその割振りについては、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内において、教育長が別に定める。</p> <p>[5 同左]</p>

(休日)

第6条 次に掲げる日は、職員の休日とする。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとする。

[(1)~(3) 略]

[2 略]

3 前項の規定により休日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

(休日)

第6条 次に掲げる日は、職員の休日とする。

ただし、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとする。

[(1)~(3) 同左]

[2 同左]

3 前項の規定により休日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（再任用短時間勤務職員にあつては8日以上、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

<p>[4～6 略]</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 校長は、第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、指定対象勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過時間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)第8条の2第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>[4～6 略]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>[4～6 同左]</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第7条の2 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)第8条の2第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員等</u>が所定の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその者の所定の勤務時間との合計がその者と勤務箇所等が同一である常勤の職員の所定の勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p><u>6</u> 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員には、別に定めるところにより、1</p>
---	---

<p><u>6</u> 第1項から第5項までの規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には、その者が<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>となった日の属する月及びその者の1週間の勤務日の日数に応じ、別表第2に掲げる日数の年次休暇を与える。</p> <p><u>7</u> 前項に定めるもののほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次休暇に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> 前項に定める単位による年次休暇は、半日を単位とする年次休暇をその半日の勤務時間の時間数に換算し、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日に換算する。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該勤務時間が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分）</p> <p><u>10・11</u> [略]</p> <p><u>(高齢者部分休業に相当する部分休業)</u></p> <p><u>第15条の2</u> <u>教育長は、55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年</u></p>	<p>年につき20日を超えない日数の年次休暇を与える。</p> <p><u>7</u> 第1項から第5項までの規定にかかわらず、<u>再任用短時間勤務職員</u>には、その者が<u>再任用短時間勤務職員</u>となった日の属する月及びその者の1週間の勤務日の日数に応じ、別表第2に掲げる日数の年次休暇を与える。</p> <p><u>8</u> 前項に定めるもののほか、<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次休暇に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p><u>9</u> [同左]</p> <p><u>10</u> [同左]</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び育児短時間勤務職員等 所定勤務時間のうち最も長いものに相当する時間数（当該勤務時間が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分）</p> <p><u>11・12</u> [同左]</p> <p>[新設]</p>
--	--

退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「単労高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの所定の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、教育長が定める時間を単位として行うものとする。

3 第1項の規定により承認する単労高齢者部分休業の期間の始期は、55歳に達する日後の最初の4月1日以後であって教育長が定める日とする。

4 第1項の規定による承認は、単労高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 教育長は、単労高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、単労高齢者部分休業の承認を取り消し、又は単労高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間を短縮することができる。

別表第2（第10条関係）

1週間の勤務日 の日数	[略]
再任用短時間 勤務職員とな った日の属す る月	
[略]	

別表第2（第10条関係）

1週間の勤務日 の日数	[同左]
短時間勤務職 員となった日 の属する月	
[同左]	

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務員法）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の大阪市学校職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）第10条第6項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条の2第3項第2号並びに第10条第6項及び第7項並びに第9項第2号の規定を適用する。